

ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針）

■教育目標

本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、医療関係に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

■卒業の認定

規定する修業年限以上在学し、下記に定める授業時間数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について校長が行う。

（1）歯科衛生学科（3年制）は97単位（2,520時間）

歯科衛生士学科の卒業については、次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。

（1）履修時間の出席率

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の $\frac{3}{5}$ に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の $\frac{4}{5}$ に満たない者は、履修の認定をしないこととする。

（2）授業科目ごとの学業成績

（3）実習先施設の評価

なお、卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。